

## プラスチック製容器包装中間処理施設の環境調査結果について

調査項目	単位	調査日及び場所			指針値 *1	
		JFE環境(株)	(株)ホンマ	(株)兼子		
		鶴見区末広町2-1	金沢区鳥浜町5-7	戸塚区上矢部町2003-2		
		平成25年11月1日	平成25年11月8日	平成25年10月31日,11月12日		
		敷地境界風下	敷地境界風下	敷地境界風下		
「室内空气中化学物質の室内濃度指針値」に定める14物質	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	<10	4.2	2.1	100
	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	<4	4.6	2.4	48
	トルエン	μg/m <sup>3</sup>	29	9.4	17	260
	キシレン	μg/m <sup>3</sup>	<10	8.3	5.8	870
	パラジクロロベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	<10	<0.5	0.8	240
	エチルベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	<10	8.9	6.6	3800
	スチレン	μg/m <sup>3</sup>	<10	<0.5	<0.5	220
	テトラデカン	μg/m <sup>3</sup>	<10	<1.0	<1.0	330
	総揮発性有機化合物	μg/m <sup>3</sup>	40	45	45	400 *2
	クロルピリホス	μg/m <sup>3</sup>	<0.1	<0.1	<0.1	1
	ダイアジノン	μg/m <sup>3</sup>	<0.1	<0.1	<0.1	0.29
	フェノブカルブ	μg/m <sup>3</sup>	<1	<0.1	<0.1	33
	フタル酸ジブチル	μg/m <sup>3</sup>	<10	<1.0	<1.0	220
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m <sup>3</sup>	<10	<1.0	<1.0	120

表中の記号「<」は該当する調査項目の「定量下限値未満」を表します。

\*1 室内空气中化学物質の室内濃度指針値

厚生労働省が室内空気汚染に係るガイドラインとして定めたものです。敷地境界における基準ではありません。

\*2 総揮発性有機化合物の指針値は暫定目標です。